

## I 豚コレラの対応について

### 1 岐阜市畜産センター公園における豚コレラの防疫措置

月日	時間	防疫措置等
11 月 15 日	16:15	・中央家畜保健衛生所職員が立入検査を実施
	18:20	・PCR検査開始
11 月 16 日	1:00	・豚コレラ疑似患畜確定（PCR検査陽性） ・発生農場における防疫措置開始
	6:20	・発生農場における殺処分完了 (発生後約 5 時間半)
	8:05	・発生農場における埋却完了 (発生後 7 時間)
	15:00	・発生農場における防疫措置完了 (発生後 1 4 時間)

- ・搬出制限区域（発生農場から半径 10km 圏内） 8 農場  
12 月 4 日（火）解除（防疫措置の完了から 1 7 日経過した後）
- ・移動制限区域（発生農場から半径 3 km 圏内） 農場なし  
12 月 15 日（土）解除予定（防疫措置の完了から 2 8 日経過した後）

### 2 監視対象農場について

#### （1）出荷等の自粛

豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた 1 9 農場と同一の獣医師に受診していた 1 農場の計 2 0 農場（「監視対象農場」）について、1 1 月 1 6 日より出荷等を自粛。

#### （2）監視対象農場（2 0 農場）の清浄性確認

万が一のウイルスの拡散、疾病のまん延を防止するため、立入検査、遺伝子検査等を実施し、全ての農場において異常がないことを確認。

期間：1 1 月 1 7 日（土）～1 9 日（月）

内容：臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査

結果：すべて 陰性

### (3) 出荷再開に向けての取り組み

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を策定。従来のと畜場での全頭検査に加え、農場における全頭検査を実施するダブルチェック体制を確保した上で、11月23日（金）出荷を再開。

※と畜場のその他の運営（牛のせりなど）については、11月21日（水）に再開

### (4) 監視対象農場の制限解除

#### ①監視対象農場の制限解除の条件

発生農場との最終接触日から21日経過した日をもって「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」の適用期間が終了。清浄性の確認検査（臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査）を実施し、「陰性」であることが確認されれば、国との協議を経て、制限解除が可能。

#### ②解除の予定

- ・対 象：監視対象農場 20農場
- ・解除予定日：11月21日（水）以降、農場ごとに順次解除  
※12月5日（水）現在、19農場を解除  
なお、すべての監視対象農場の衛生監視プログラムの解除に伴い、出荷豚受入れ側のと畜場の「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」の適用を解除し、通常の衛生管理体制とする。
- ・最終解除予定：12月7日（金）
- ・ただし、「いのしし調査対象区域内」の農場（14農場）は、当分の間、監視体制を継続。（II A 3（1）参照）

## 3 農場の防疫体制の再徹底

県内各農場に対しては、これまでも電気柵等の設置支援、防疫資材の配布、防疫体制の確認のための立ち入りなどを行ってきたが、岐阜市畜産センターでの豚コレラの発生を受け、下記のとおり農場の防疫体制を再徹底。

#### ○防疫対策の緊急点検

- ・11月22日（木） 全農場に対し防疫体制の書面調査を実施
- ・11月23日（金）～27日（火） 監視対象農場に立入調査を実施

#### ○注意喚起の通知

- ・11月16日（金） 全農家に向けて、飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・早期通報を徹底
- ・11月20日（火） 国の通知を受け、全農家に向けて飼養区域の徹底、重機の洗浄、専用長靴の設置等を通知
- ・11月22日（木） 豚コレラ2例目の内外への影響を踏まえ、全農家に向けて飼養衛生管理基準の再徹底を通知

## 4 堆肥センターの運営自粛解除

### (1) 岐阜市堆肥センター（エコプラント椿）

#### ①解除の条件

構造上外部との交差が遮断されていること、堆肥化の過程で発酵期間等が30℃以上で42日間以上であること、60日間堆積発酵することなどの条件が整い、ウイルスが死滅していると考えられる場合で、国との協議が整えば解除が可能。

#### ②解除日

12月1日（土）

### (2) JAぎふ堆肥センター

#### ①JAぎふ堆肥センターの運営自粛解除の条件

当該堆肥が30℃以上の温度が維持された状態で60日間（11月9日まで）以上経過し、確認検査の結果、「陰性」であることが確認されれば、国との協議を経て稼働が可能。

#### ②ウイルスの確認検査の実施

以下のとおり、ウイルス確認検査及び国との協議を実施

検査日：11月16日（金）～12月1日（土）

結果：ウイルス確認検査 陰性

国との協議の結果、12月2日に自粛解除を決定

#### ③解除日

12月2日（日）

※施設の稼働は、国、県の立会による岐阜市の立入検査（堆肥原料への豚死体混入の検証）が終了した後、JAぎふの体制整備が整ってからとなる予定。

## II 野生いのしし対策等について

### A 野生いのしし対策について

#### 1 豚コレラ感染が判明した野生いのししの状況

##### (1) 県全体の状況（12月3日現在）

死亡または捕獲 475頭（捕獲：420頭、死亡：55頭）  
うち陽性 62頭（捕獲：35頭、死亡：27頭）

##### (2) エリア別の状況

岐阜市椿洞区域	40頭	うち陽性	27頭
岐阜市大洞区域	39頭	うち陽性	33頭
可児市区域	2頭	うち陽性	1頭
八百津町区域	8頭	うち陽性	1頭
外縁部	325頭	うち陽性	0頭

（※表1 地図1 参照）

#### 2 野生いのしし調査対象区域の見直し

11月29日に八百津町和知で豚コレラ感染が判明した野生いのしし1頭が発見されたことを受け、野生いのしし調査対象区域を次のとおり追加。

##### 野生いのしし調査対象区域

- ①岐阜市椿洞区域（隣接する山県市の地区を含む）：区域内の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ②岐阜市大洞区域（隣接する各務原市、関市及び坂祝町の地区を含む）：区域内の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ③可児市区域：可児市西帷子の陽性個体の発見箇所を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ④**八百津町区域：八百津町和知の陽性個体発見箇所を中心とした半径10kmの円の範囲内 【追加】**

※区域変更後においても、今後の陽性個体の発見状況に応じ、必要な措置を行う。

（※地図2 参照）

上記の対象となる市町村は次のとおり

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町に跨る区域（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】

### 3 今後の拡大防止対策

#### (1) いのしし調査対象区域内の監視体制の継続

対象農場：14農場

監視内容：①農家からの詳細な状況報告（1日2回）

②緊急報告（異常発見時は、直ちに報告）

③ウイルス進入防止対策の現地確認検査を実施（週1回）

監視期間：豚コレラに感染したいのししの最終発見、消毒完了後少なくとも28日間

#### (2) 野生いのししの調査捕獲

新たな4つの円による調査対象区域において、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を継続。

特に、新たに陽性個体が発見された八百津町周辺については、拡大防止に向け重点的な捕獲を実施。

実施主体：県、県猟友会

実施期間：平成30年12月1日～12月31日（当面の予定）

調査地域：①岐阜市椿洞区域（隣接する山縣市の一部地域を含む）

②岐阜市大洞区域（隣接する各務原市、関市及び坂祝町の一部地域を含む）

③可児市区域（可児市西帷子で陽性個体が発見された箇所から半径10kmの範囲）

④八百津町区域（八百津町和知で陽性個体が発見された箇所から半径10kmの範囲）

#### (3) 拡散防止のための防護柵等の設置

八百津町和知で感染いのししが発見されたことに伴い、感染個体が外部に拡散しないよう、防護柵の設置、刈り払いを実施。

(11/28～ 現地調査 11/29～ 着手)

<想定箇所>

- ・国道418号沿い
- ・県道358号線沿い
- ・県道402号線沿い
- ・木曾川、飛騨川河川敷

## B 狩猟の禁止区域等について

### 1 狩猟の禁止区域の見直し

八百津町で豚コレラに感染した野生いのししが発見されたことに伴い、感染した野生いのししの周辺への拡散を防止するため、次のとおり当該区域を含む区域を新たに12月7日から禁止区域として設定。

#### 「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市、旧笠原町の一部）、関市（旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部）、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、土岐市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部）、瑞穂市（旧巢南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町（旧谷汲村、旧揖斐川町の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町

（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】

（※地図3 参照）

### 2 野生いのししのジビエ利用自粛区域の見直し

野生いのししの禁猟区域を追加したことに伴い、12月7日からは、野生いのししのジビエ利用自粛区域を次のとおり変更。

#### 「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市、旧笠原町の一部）、関市（旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部）、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、土岐市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部）、瑞穂市（旧巢南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町（旧谷汲村、旧揖斐川町の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町

（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】